

平成 28 年度地方創生推進交付金制度の概要

1 基本的な考え方

- (1) 地方創生推進交付金は、地方版総合戦略に位置づけられた、地方公共団体の自主的・主体的な取組で、先導的なものを支援する。
- (2) 支援対象である先導的な事業は、以下の 3 タイプとする。

先駆タイプ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 官民協働，地域間連携，政策間連携等の先駆的要素が含まれている事業 ・ 計画認定期間を 5 か年度以内とする。 ・ 交付に当たっては，都道府県においては 1 事業あたり国費 2 億円（事業費ベース 4 億円），市区町村においては 1 事業あたり国費 1 億円（事業費ベース 2 億円）を上限の目安とする。
横展開タイプ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 先駆的・優良事例の横展開を図る事業 ・ 計画認定期間を 3 か年度以内とする。 ・ 交付にあたっては，都道府県においては 1 事業あたり国費 5,000 万円（事業費ベース 1 億円），市区町村においては 1 事業あたり国費 2,500 万円（事業費ベース 5,000 万円）を上限の目安とする。
隘路打開タイプ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存事業の隘路を発見し，打開する事業 ・ 事業計画期間及び交付金額は横展開タイプと同じ。

- (3) 各事業毎に、ふさわしい具体的な KPI（重要業績評価指標）を設定し、PDCA サイクルを整備することが必要である。特に、事業年度毎に、外部有識者や議会の関与等も含め効果検証を行い、その結果について公表するとともに、国への報告を行う。
- (4) 地方創生推進交付金については、地域再生法に位置づけ、法律補助とするとともに、地域再生計画について内閣総理大臣の認定を受けた事業に対して交付する。その際、地域再生計画の事業期間については複数年度（～5 か年度）も可能とすることとし、翌年度以降も、KPI の達成状況等を検証した上で交付金を交付しうる仕組みとし、安定的・継続的に事業を執行できるようにする。

2 予算額 1,000 億円（事業費ベース 2,000 億円程度）

3 申請事業数及び申請金額

地方公共団体ごとの申請事業数については、原則として、都道府県にあっては 5 事業まで、市区町村においては 2 事業までを目安とする。3 つのタイプにどのように申請するかは各地方公共団体の自由である。ただし、市区町村が地域間連携を含む事業を申請する場合に限って、1 事業分を追加して、3 事業までの申請を可能とする。その場合であっても、先駆タイプ 2 事業分の 2 億円を、地方公共団体毎の交付金額の上限の目安とする。